

## パブリックコメント手続条例制定の要旨

### 1. パブリックコメント手続

パブリックコメント手続とは、南相馬市自治基本条例の趣旨に基づき、情報の提供、市民参加の推進、協働の推進を図るため、政策等の素案を公表し、当該政策等の意見を募り、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続で、平成18年の合併時より実施しているものです。

### 2. 条例化の目的

パブリックコメント手続については、これまで、実施要綱で定め、運用していましたが、議会の中でも当該手続に対する注目が集まっていること、全国的にも条例化の流れがあることなどから、条例化することといたしました。また、条例化の効果として、当該手続の市民への認知度向上を図ること及び内容を一部見直すことにより、運用を明確化することが可能となると考えております。

### 3. 内容の一部見直し

#### (1) 一般原則

条例	要綱
<p>(政策等を定める場合の一般原則)</p> <p>第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法令の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。</p> <p>2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。</p>	規定なし

#### 解説

政策等を定める場合、関係法令等と整合を図り策定すること、政案となった後についても常に社会情勢等を勘案しながら見直しを図ることを新たに明記しました。

#### (2) 手続対象案件の明確化

条例	要綱
<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第4条</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(対象)</p> <p>第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定</p> <p>ア 市の基本的な制度を定める条例</p> <p>イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な</p>

- (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 市の予算、決算及び会計を定める条例等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める条例等を除く。）並びに市の財産及び物品の管理について定める条例等及び審査基準等（財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める条例等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）を定めようとするとき。
- (3) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「審査基準等」という。）を定めようとするとき。
- (4) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。
- (5) 法令又は市の条例の規定に基づき市の施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例等（市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。）を定めようとするとき。
- (6) 他の行政機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (7) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。
- (8) 政策等を定める根拠となる法令又は条例等若しくは計画の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。
- (9) 法令又は条例等若しくは計画の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。
- (10) 市の条例の施行期日について定める規則を定めようとするとき。
- (11) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等を定めようとするとき。

#### 影響を与える条例

- ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程を含む。）又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
  - (3) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画及び個別行政分野別における施策の基本方針等の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
  - (4) 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定
  - (5) 市が整備する施設の基本計画の策定又は改定
  - (6) その他前各号に準ずるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この訓令に定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。
- (1) 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定
  - (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 74 条第 1 項の規定に基づく直接請求により議会に提出するもの
  - (3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

るとき。 (12) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める条例等を定めようとするとき。 (13) 市の職員の服制、研修、教育訓練、表彰及び報償を定める条例等を定めようとするとき。	
---	--

**解説**

これまで、策定機関である担当課が要綱第3条に規定する対象かどうかを判断し、手続を行ってききましたが、条例では基本的に全ての条例・規則・計画が手続の対象となり、そのうち条例第4条第4項各号に掲げるものが除外されることとなります。これにより、判断のばらつきを防ぎ、対象案件の明確化につなげることができます。

(3) 提出意見の考慮

条例	要綱
(提出意見の考慮) 第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。	(意思決定に当たっての意見等の考慮) 第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

**解説**

提出された意見の考慮をより強い表現に改めました。

(4) 手続を行ったが正案とならなかった案件等の公表

条例	要綱
(結果の公表等) 第8条 4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合には、その旨（別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。	規定なし

**解説**

パブリックコメントを実施したが、正案とならなかった場合や内容を大幅に変更して再度手続を行うこととしたものについても公表するように新たに規定しました。

(5) 手続省略案件の公表

条例	要綱
(結果の公表等) 第8条	第3条

<p>5 策定機関は、第4条第4項第1号に該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 政策等の題名及び趣旨 (2) パブリックコメント手続を実施しなかった理由</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この訓令に定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。</p> <p>(3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの</p>
---	--

**解説**

緊急に政策等を定める必要があり、手続を省略した案件についても、その内容や趣旨を公表するよう規定しました。

**3 見直しによる影響**

平成26年度に制定・改廃し、パブリックコメントを実施しなかった条例・規則を本条例に当てはめた場合、3件が対象になります。

(全件数47件、うちパブリックコメント手続実施件数4件)

**4 県内各市町村の状況**

県内各市町村のパブリックコメント手続の規定は次のとおり。

条例	1
要綱	10
内部規定	20
実施なし	28

南相馬市条例第 号

南相馬市パブリックコメント手続条例

(目的)

第1条 この条例は、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への積極的な参加を促進するとともに、市の基本的な政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と協働により市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市に住所を有する者、本市で働き、若しくは学ぶ者又は本市に事務所を有する者若しくは法人その他の団体をいう。
- (2) パブリックコメント手続 政策等の策定に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該公表したものについて提出された意見（情報を含む。以下同じ。）に対する策定機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (3) 策定機関 市長（公営企業を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 政策等 策定機関が定める次に掲げるものをいう。ただし、議会に関するものを除く。
  - ア 計画 市の総合的な計画、部門別の基本計画、施設の整備計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。
  - イ 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
  - ウ 審査基準 南相馬市行政手続条例（平成18年条例第19号。以下この条において「条例」という。）第5条第1項に規定する審査基準をいう。
  - エ 処分基準 条例第12条第1項に規定する処分基準

をいう。

オ 行政指導指針 行政指導（条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。以下同じ）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

（政策等を定める場合の一般原則）

第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法令の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（パブリックコメント手続）

第4条 策定機関は、政策等を定めようとする場合には、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のものであって、当該政策等の題名及び当該政策等を定める理由を明示するものでなければならない。

3 第1項に定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して20日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。

(2) 市の予算、決算及び会計を定める条例等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める条例等を除く。）並

- びに市の財産及び物品の管理について定める条例等及び審査基準等（財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める条例等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）を定めようとするとき。
- (3) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「審査基準等」という。）を定めようとするとき。
  - (4) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。
  - (5) 法令又は市の条例の規定に基づき市の施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例等（市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。）を定めようとするとき。
  - (6) 他の行政機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
  - (7) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。
  - (8) 政策等を定める根拠となる法令又は条例等若しくは計画の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。
  - (9) 法令又は条例等若しくは計画の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。
  - (10) 市の条例の施行期日について定める規則を定めようとするとき。
  - (11) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等を定めようとするとき。
  - (12) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について

定める条例等を定めようとするとき。

- (13) 市の職員の服制、研修、教育訓練、表彰及び報償を定める条例等を定めようとするとき。

(パブリックコメント手続の特例)

第5条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、20日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、20日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 策定機関は、その設置した審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

(パブリックコメント手続の周知等)

第6条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施について周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第8条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあつては公にする行為。以下同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その

旨)

- (4) 提出意見を考慮した結果（パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由
- 2 策定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該策定機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 策定機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。
- 4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかったこととした場合には、その旨（別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 策定機関は、第4条第4項第1号に該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由
- (準用)

第9条 第7条の規定は第5条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第5条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第5条第2項に該当する

ことにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第7条中「当該策定機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第10条 第4条第1項並びに第8条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第4項(前条において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による公表は、インターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成20年 3月28日訓令第 2号

平成23年 2月22日訓令第 4号

平成26年 5月23日訓令第 4号

南相馬市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政への積極的な市民参画を促進するとともに、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と協働により市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「パブリックコメント手続」とは、政策等の策定に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該公表したものについて提出された意見、情報及び専門的な知識等（以下「意見等」という。）に対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この訓令において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 監査委員
- (5) 農業委員会
- (6) 固定資産評価審査委員会

3 この訓令において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者

- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

**第3条** パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 市の基本的な制度を定める条例
  - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程を含む。）又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
- (3) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画及び個別行政分野別における施策の基本方針等の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定
- (5) 市が整備する施設の基本計画の策定又は改定
- (6) その他前各号に準ずるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この訓令に定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に提出するもの
- (3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの  
(政策等の案の公表等)

**第4条** 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定より政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び立案の経緯
- (2) 政策等を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、次の方法により行う。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付
- (3) 市が発行する広報紙等への掲載

(意見等の提出)

**第5条** 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「政策等の案等」という。）の公表の日から20日以上の間を設けて、政策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由がある時は、その理由を公表したうえで、意見等の提出期間を短縮することができる。

3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

4 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他必要と認める方法

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

**第6条** 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定を意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(意思決定過程の特例)

**第7条** 実施機関は、法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第4条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づく政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定を行うことができるものとする。

(一覧表の作成等)

**第8条** 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市が指定する場所での閲覧及び市のホームページへの掲載の方法により常時市民等に情報を提供するものとする。

(その他)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の公布日以降に実施される政策等の策定については、この訓令の施行前であっても、訓令に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

**附 則 (平成20年訓令第2号)**

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則 (平成23年訓令第4号)**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則 (平成26年5月23日訓令第4号)**

この訓令は、公布の日から施行する。